

2026年度台湾観光誘客拠点機能業務委託事業 企画提案仕様書

1 事業名

2026年度台湾観光誘客拠点機能業務委託事業

2 委託期間

契約締結の日から2027年3月31日（水）まで

3 事業の目的

観光庁の宿泊旅行統計調査（速報値）によると、2025年の台湾人宿泊者数は2019年比で112%と、新型コロナウイルス感染症流行前を上回る水準まで回復しており、今後国内における地域間競争が激化すると予想されることから、誘客プロモーションをさらに強化し、台湾人観光客数増加及び消費単価の拡大を目指す必要がある。

また、日々変化する台湾人観光客の旅行ニーズに対応し、一層の本県認知度向上及び台湾人観光客増加を図るためには、現地に居を構え、現地の旅行事情に精通した組織による、時宜に応じた情報発信及び情報収集が不可欠である。

そこで、適時適切かつ効果的な情報発信及び情報収集に係る業務を強化し、台湾からの観光誘客促進を図ることを目的に、台湾における観光誘客の拠点機能業務を委託する。

4 委託業務の内容

(1) 拠点運用期間

2026年4月1日（水）から2027年3月31日（水）まで

(2) 拠点の設置と運営体制

ア 拠点設置都市（場所）

台北市

イ 運営体制

(ア) 委託業務の履行に必要な人員を確保し、拠点を設置、運営すること。

(イ) 運営体制について、日本語及び中国語を円滑に活用できる人員を配置し、委託者との窓口を務める者は日本語での対応が可能な者が務めること。

(3) 業務内容

ア 現地一般消費者向けプロモーション

(ア) 台湾で効果の高いデジタルツール（SNS、Webメディア等）を活用し、本県観光の魅力、現地の旅行トレンドやニーズも加味しながら、年間を通して継続的に情報発信すること。

(イ) 企画提案者が独自に参加又は開催する現地イベント等において、可能な限り、委託者から提供する本県観光情報パンフレット、ノベルティ等を配布するよう努めること。

イ 現地メディア向けプロモーション

(ア) 現地有力メディアに対して、栃木県観光に関するニュースリリースを作成の上、メールマガジン等の方式により年間を通して継続的に情報発信を行うこと。

ウ 現地旅行会社向けプロモーション

- (ア) イ(ア)で作成したニュースリリースについて、現地旅行会社に対しても情報発信を行うこと。
- (イ) 年間を通して現地旅行会社と接触し、本県観光情報の提供や、台湾の旅行業界等に係る情報収集等を行い、本県を対象とした旅行商品の造成促進を図ること。
 - a 現地旅行会社からの問合せに適宜対応すること。情報や資料が不足する場合は、速やかに委託者に問い合わせること。
 - b 現地旅行会社との接触にあたっては、旅行商品の企画・造成、営業・販売等の権限を有する者を相手方とすること。
 - c 相手方の事情を鑑み、より有効と判断できる場合は、電話やオンラインでのプロモーションも可とする。
- (ウ) 年に1回以上、現地旅行会社向けの観光説明会を開催すること。
 - a 本県の観光の魅力が伝わるよう開催方法や内容等を工夫すること。
 - b 県内観光事業者等の参加を募集する場合には、観光説明会と合わせて商談の時間を設けるなど県内観光事業者等と旅行会社が直接交流できる機会を設けること。なお、実施方法等の詳細については、受託者決定後、県内観光事業者等の人数を踏まえて委託者と協議の上決定する。
 - c 会場費や備品、参加者へのインセンティブ等、開催に要する経費は委託料に含むこと。なお、ノベルティ等委託者が所有するものは可能な限り提供する。
 - d 実施方法は会場を設置しての対面方式を原則とするが、市場の状況も鑑み、より有効と判断できる場合は、オンライン方式又はハイブリッド方式での開催も可とする。
 - e 開催にあたり、委託者及び参加者（現地旅行会社及び県内観光事業者等）との必要な調整を行うこと。
 - f 開催後も参加者に対するフォローアップを実施すること。

エ 月例及び半期における市場報告

(ア) 月例報告

本業務契約期間中の各月に実施した業務内容及び本県観光の知名度向上や旅行商品造成に有用と思われる情報（具体例としては以下のとおり）をとりまとめ、月例報告書として翌月10日（当該日が土日、祝日の場合はその翌営業日。3月については31日）までに、委託者に報告書を提出すること（メールでの提出で可）。

- a 観光関連企業（旅行会社、メディア等）、団体等関係者接触結果
 - ・企業、団体等接触実績
企業等の名称、取り扱い旅行商品の状況（旅行日数、価格帯、商品形態（募集型、受注型等）等）、人気の旅行先、本県の海外誘客事業に有用となる事項等について記載すること。
 - ・企業、団体等接触時の対応内容
紹介した本県観光資源や質疑応答等について、相手方の反応を含め、それぞれの内容について具体的に記載すること。
 - ・企業、団体等からのアドバイス

- b 本県に係る現地情報
 - ・ 現地メディア（新聞、雑誌、テレビ、Webメディア等）への本県情報露出状況
 - ・ 本県旅行商品取扱い旅行会社及び本県を含む旅行商品の行程、販売実績情報等
- c 台湾旅行業界の動向
 - ・ 旅行会社、航空会社等の動向
 - ・ 台湾人の最新の旅行トレンド、ニーズ 等
- d その他（適宜追加）
 - ・ 日本や他国の自治体等のプロモーションの状況など、本県の海外誘客事業に有用となる事項

(イ) 半期報告

(ア)の月例報告の内容を基に、年2回、市場動向や旅行トレンド、その他本県への誘客に有用と思われる情報をまとめ、様式1により委託者に報告すること（メールでの提出で可）。なお、報告対象期間及び提出期限は下記のとおりとする。また、本報告書は県公式ホームページ等で公表するものとする。

	報告対象期間	提出期限
1回目	契約日～8月末	9月10日（木）
2回目	9月～2月末	3月10日（水）

オ 現地プロモーション補助

本県渡航者が現地プロモーションを実施する際には、訪問する現地旅行会社、メディア等とアポイント等の調整を行うとともに、当該プロモーションへの同行及び通訳を行うこと。

(ア) 本県渡航者による現地プロモーションは、契約期間中に2回を想定すること。

(イ) アポイント調整、通訳等

訪問する現地旅行会社、メディア等とアポイント（3～4社×2班を想定）等の調整を行うとともに、当該プロモーションへの同行及び通訳を行うこと。

(ウ) 交通の手配

現地プロモーションに伴う台湾域内での移動費（2班分を想定）等の手配は委託料に含むこと。

カ 本県の観光情報等に関する窓口業務

本県の観光情報等に関する問合せ（教育旅行やMICEに関するものを含む）等に対応すること。

キ 最終報告書（実績報告書）の作成

年間を通じた業務の活動や成果について取りまとめるとともに、市場分析を行い、次年度以降に実施すべき事項等をまとめた最終報告書を提出すること。

5 企画提案書の提出

以下の項目を盛り込んだ企画提案書を提出すること。（※記載順序は任意とする。）

- (1) 企画提案者の概要、企画提案者の持つ強み 等
- (2) 企画提案内容

- ・台湾人を日本や栃木県に観光誘客するにあたり認識している課題
- ・業務全体のイメージ
- ・上記4の「(3) 業務内容」に記載の各業務に関する具体的な実施内容案（各業務のポイント、実施方法・フロー等を分かりやすく明記）
 - ※ア(ア)については、情報発信媒体、年間又は月間の想定実施回数、目標値等についても明記
 - ※イ(ア)については、ニュースリリースイメージ、配信先、年間又は月間の想定実施回数等についても明記
 - ※ウ(イ)については、旅行商品の造成や本県誘客につなげるための具体的な接触手法や成果数値等の見込み等についても明記
 - ※ウ(ウ)については、実施時期、回数と目標参加者数についても明記
 - ※エについては、具体的な報告内容のイメージも明記
- ・上記4の「(3) 業務内容」に記載の業務内容以外に独自に提案できる事項がある場合は、その具体的な内容

(3) 業務実施スケジュール

(4) 業務実施体制

(5) 地方公共団体等における同様の受注業務実績

(6) 見積額（合計額だけでなく、業務内容毎に積算内訳を記載すること。）

6 その他

- ・実施内容については、契約候補者選定後、企画提案書の内容を踏まえ委託者と協議の上決定し、決定した内容については受託者が責任を持って実施するものとする。
- ・本事業においてプロモーションツール（SNSやWeb等に掲載する原稿含む）を制作する場合は、受託者は、国や地方公共団体、観光協会、掲載する当該施設のウェブサイト等の信頼性の高い情報を元に作成することとする。なお、受託者は作成した原稿等に関して、関係する施設や団体等に対し、必要な確認を行うものとする。
- ・打合せ実施後はA4 1枚程度の打合わせ記録簿を作成し、委託者に共有すること。
- ・本事業は、委託者と十分な協議を行いながら事業を進めること。
- ・委託者は、委託期間中いつでも、その作業状況の報告を求められることができるものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項又は業務遂行に際して疑義が生じた事項については、その都度委託者と協議の上対応するものとする。
- ・提出物に重大な瑕疵があった場合は、回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。
- ・事業の成果は、委託者及び栃木県に帰属する。
- ・本事業は、会計検査院による実地検査の対象となるため、関係書類は事業終了日の属する年度の終了後5年間保存すること。また、会計検査院による実地検査が行われる際は、県の求めに応じ、関係書類の提出等を行うこととする。
- ・業務実施のための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- ・上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。

台湾市場半期報告書【●年●月～●年●月】

報告日：●●月●●日

受託会社名：●●●●

1 市場動向	<p>■海外旅行や訪日旅行に対する意識や旅行トレンド 例： ・●●市場の経済状況が上昇傾向にあり、(国・地域) への旅行が人気となっている。 ・健康志向の高まりで、●●が人気</p> <p>■日本関連イベントの実施状況 例： ・●●地方でのプロモーションが行われている ・(日本関連イベント) で●●が注目された</p>
2 旅行トレンド	<p>■造成中の旅行商品の時期や人気の行き先 ●●休暇に向けた●月の商品造成が行われている。 【日本】 例：(県・地域) の●●が人気 【栃木県】(予定) 例：●●パーク、●●寺などが注目されている 【日本以外】 例：(国) の●●が人気</p> <p>■販売中の旅行商品の時期や人気の行き先 ●月の商品が主に販売されている。以下、主な行き先。 【日本】 例：(県・地域) の●● 【栃木県】 例：●●パーク、●●寺 【日本以外】 例：(国) の●●</p>
3 その他	<p>■日本に関する話題事項 (メディア露出等) 例：(有名人) の SNS に投稿された●●が注目されている</p> <p>■今後有用な情報 (次四半期に発信すべき内容や他自治体のプロモーション施策等) 例： ・次四半期では冬の商品造成が始まるため、雪や冬のイベントを中心に発信するとよい ・(自治体名) が行っている●●プロモーションが旅行業界や FIT で話題になっているため、このような連携プロモーションも効果的と考えられる</p>